

# 電気契約種別定義書

食べとくエコプラン

---

中部電力エリア【低圧】

令和7年4月1日実施

株式会社エネワンでんき

## 目次

1	適用 .....	1
2	実施期日 .....	1
3	本定義書の変更 .....	1
4	定義 .....	1
5	単位および端数処理 .....	1
6	食べとくエコサービスの利用 .....	1
7	電灯需要 .....	2
8	日割計算の不適用 .....	5
9	その他 .....	5

## 1 適用

- (1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号 A0015、以下「当社」といいます。）の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本定義書は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県
----------------------	--

## 2 実施期日

本定義書は、令和7年4月1日から実施いたします。

## 3 本定義書の変更

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

## 4 定義

供給約款3（定義）に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用いたします。また、次の言葉は、本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 食べとくエコサービス  
お客さまが毎月の電気料金を支払うことで、当社が定期的に食べとくエコ BOX または食べとくエコ非常食 BOX を配達するサービスをいいます。なお、サービス内容は、食べとくエコサービス利用規約に定めます。
- (2) 食べとくエコ BOX  
品質には問題がないのに様々な理由で捨てられてしまう食品の詰め合わせをいいます。
- (3) 食べとくエコ非常食 BOX  
防災関連の食品の詰め合わせをいいます。

## 5 単位および端数処理

供給約款4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。

## 6 食べとくエコサービスの利用

本定義書に定める電気契約種別が適用される期間において、お客さまは、食べとくエコサービスを利用できます。

## 7 電灯需要

### (1) 食べとくエコプラン B

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (Ⅰ) お客様が 1 年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (Ⅱ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること

- (Ⅲ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計

（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅲ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降 1 年に満たないお客様（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。

#### □ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ハertzといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

#### ハ 契約電流

- (Ⅰ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、原則として、お客様の申出によって定めます。
- (Ⅱ) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）により、電流を制限いたします。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

#### ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表 2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

#### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,818 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	2,104 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	2,390 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,676 円 00 銭

#### (2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 33 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 80 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 75 銭

#### ホ その他

電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、供給約款 33（違約金）に定める違約金を申し受けます。

### (2) 食べくエコプランC

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) お客様が1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (ロ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること
- (ハ) 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であることただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降 1 年に満たないお客様（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一

般送配電事業者が認めた場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。

## 八 契約容量

- (1) 契約容量は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることができないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。
- (2) 電気の使用実態に応じ、(1)で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

## 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表 2（燃料費調整）(1)木によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき最初の 6 キロボルトアンペアまで	2,676 円 00 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭

### (2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 33 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 80 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 75 銭

## 木 その他

契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解約することができます。この場合、供給約款 33（違約金）に定める違約金を申し受けます。

## 8 日割計算の不適用

当社は、供給約款 20（料金の算定）(1)イまたはロの場合も、供給約款 21（日割計算）にかかわらず、日割計算をいたしません。

## 9 その他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。